

Intellectual Cabinet

The Tokyo Foundation



No. 57

インテレクチュアル・キャビネット october 2001

特集●同時多発テロと日本

【安全保障】 集団的安全保障のための闘い

田中明彦

小泉内閣の対応には、当初、やや不十分なところはあったが、「基本方針」と「当面の措置」は、高く評価してよい。日本はすでに「自衛」と「集団的安全保障」の行動に踏み出しているのだ。

【戦争】 「ホッブズの呪縛」からの解放

加藤 朗

同時多発テロは、「正戦」と「聖戦」の戦いとなったが、日本は、議論の余地なく、アメリカを支援し、反テロ陣営につくべきである。

【法制度】 新法と自衛隊法改正の意味

阿川尚之

テロ対策特別措置法案は日本の安全を確保するための法律であり、個別的自衛権の発動として武力行使も許されるはずだ。

『Intellectual Cabinet』とは

『Intellectual Cabinet』は政策問題を議論するニューズレターです。ハイレベルの政策研究者が客観的な立場で政策 이슈を斬り、建設的で知的水準の高い議論を提供することを目的としています。また、健全で

建設的な政策論争を喚起するとともに、斬新な切り口で新しい政策提言を行なうことにより、日本の多面的な政策プロセスづくりに貢献することをめざしています。

(毎月1日・15日発行)



写真提供／読売新聞社

集団的安全保障のための闘い

田中明彦 東京大学情報学環教授

たなか・あきひこ

9月11日にアメリカを襲った同時多発テロは、21世紀の世界システムに大きな課題を投げかけた。この事件にうまく対処できるか否かが、21世紀の世界を「テロと恐怖」の世紀にするかどうかの分岐点にすらなりかねない。なんとしてでも、今回のテロを引き起こした人物や集団を裁きの場に引きずり出さねばならず、彼らの組織、ネットワーク、資金源などを徹底的に根絶やしにすることによって、2度とこのようなテロを起こせないようにしなければならない。さらにまた、このような集団の活動を支援する国家があるとすれば、その国家の責任も追及しなければならないし、その支援の可能性も根絶させなければならない。

自衛のための闘いであるとともに 国際社会の集団安全保障のための闘い

このようなテロ撲滅の闘いの正当性は、ほとんど言及する必要すらないかもしれないが、あえて法的な言い方をすれば、それは、日本を含め国際社会のすべての責任ある国家にとっての自衛権の発動であり、集団的安全保障の行動だということである。日本にとっては、20名以上の日本人が意図的に殺害されたところから認識を始めなければならない。このようなテロを行なった組織が地球上で活動することは、ふたたび日本人の生命を危険にさらす恐れがきわめて強いのであって、この行動は自衛の闘いなのである。

さらにまた、国際社会全体ということで見れば、国連安保理決議1368号がいうように、これは「国際の平和および安全に対する脅威」である。その意味でいえば、多くの国々にとっての自衛のための闘いは、すでに国際社会にとっての集団的安全保障のための闘いになっていると見てもよい。

ここで、国連決議が、「よりはっきりした文言で」これを集団的安全保障の闘いであって、強制措置をとることを加盟国に要求するというかどうかは、形式的な議論にすぎない。今回のテロ撲滅の闘いに参加しつつあるほとんどの国は、中国やロシアも含めて、形式的な国連決議の必要性にあまりこだわっていない。もちろん、要所要所でしかるべき安保理決議が作成されるのは、9月末の

小泉内閣の対応には、当初やや不十分なところはあったが、

3項目の「基本方針」と7項目の「当面の措置」は、高く評価しつつある。

テロ撲滅のために、日本はすでに多くの国々とともに、

「自衛」と「集団的安全保障」の行動に踏み出しているのだ。



2001.10.15

テロ資金凍結のための決議がそうであるように、望ましい。しかし、このような決議がいちいち成立しなければ、集団的安全保障の動きが起こっていないと見るのは正しくない。いずれにしても、今回の事態において日本を含め、世界の国々がアメリカを中心としてテロ撲滅のために行なっている闘いは、自衛のための闘いであるとともに国際社会の集団安全保障のための闘いである。

3項目の「基本方針」と7項目の「当面の措置」はすぐれたものと高く評価してよい

小泉首相が9月27日の所信表明演説で「私は、去る25日、ブッシュ大統領と会談し、世界の国々が力を合わせて、このようなテロリズムに対して毅然たる決意で闘っていかなければならないとの考えで一致しました。そして、わが国がアメリカを強く支持すること、この同時多発テロに対応するため、できるかぎりの措置を実行するつもりであることを伝えてまいりました。テロリズムとの闘いは、わが国自身の問題であります。わが国は、国際社会と協力して、主体的に、効果的な対策を講じてまいります」と語ったことは、まさに正しい。

9月11日に事件が発生してからの小泉内閣の対応には、当初、やや不十分なところはあった。事件発生直後に小泉首相自らのテロと断固として闘うとの会見がなされなかったことや、ようやく20日にテロの被害者への「追悼・お見舞いの会」が行なわれたことなどである。このような「追悼・お見舞い」の行事が実現したことはよかったが、もっと早く行なわれるべきであった。しかし、9月17日に発表された3項目の「基本方針」と7項目の「当面の措置」は、すぐれたものと高く評価してよい。テロとの闘いのために医療・輸送・補給などを自衛隊が行なうことに加え、国内の警備、自衛隊艦艇による情報収集など、きわめて包括的な内容であった。

日本はすでに多くの国々とともに、「自衛」と「集団的安全保障」の行動に踏み出している

ここであげたような内容がなぜ良いかといえ、それは、日本にかりに安全保障をめぐる憲法議論が存在しなかったとしても、日本の能力からみて、ここであげられたような活動が日本が行なう活動の主力となることが明

白だからである。ここで提示した活動は、日本が憲法上の制約からいって「これしかできない」から、やむをえなく、「これしかしない」というものではないのである。日本人が真剣に今回のテロへの対策として何ができるかを考えるとき、国際社会のなかでの日本の最も効果的な活動として、医療や輸送活動が存在するのであり、自らの警備をしっかりとさせることができるのであり、そしてさまざまな情報活動があるのである。

本稿が活字になるころには、このような活動を現実のものとするための「新規立法」の議論がなされているのであろう。しかし、本稿冒頭で示したような根本認識からすれば、「新規立法」の成否を、これまでのきわめて偏狭かつ矮小な法律解釈にゆだねてはならないと思う。筆者の考えでは、日本はすでに国際社会の多くの国々とともに「自衛」と「集団的安全保障」の行動に踏み出しているのである。どこまでが武力行使と一体化するから憲法の禁じる集団的自衛権の行使になるなどという詭弁に近い理屈で、日本自らが行なう活動の実質的效果をそぐようなことがあってはならない。

現下の重要課題として、国際社会はテロとの闘いに負けるわけにはいかないのだ

また、今回の小泉内閣の対応について、特に自民党内から官邸主導の対応について、「民主主義的」でないとか議会軽視であるとかの発言がでているのは、緊急時のリーダーシップというものを理解しないまったく不見識な見解である。小泉純一郎は自民党総裁ではないのか。

もちろん今後の日本の安全保障政策にとってテロとの闘いのみが存在するわけではない。しかし、現下の重要課題として、国際社会は、テロとの闘いに負けるわけにはいかないのである。

アメリカ軍がいかなる軍事行動をとるのかは、10月1日現在はまだわからない。おそらく、その態様はきわめて多様なものとなるだろうし、テロ組織の側の反撃も当然ありうると想定しなければならない。9月17日に出した対応からさらに進んだ対応すら日本として考えなければならぬかもしれない。しかし、問題はすべて自らの自衛の問題なのである。逃げるわけにはいかない。

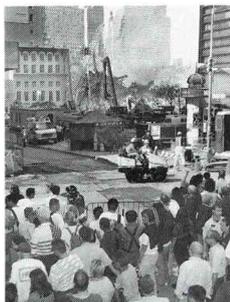


2001.10.15

「ホップズの呪縛」からの解放

加藤 朗 桜美林大学国際学部教授

かとう・あきら



写真提供/読売新聞社

●テルアビブ空港襲撃事件

1972年、パレスチナ解放人民戦線に参加していた日本赤軍の3人が、イスラエルのテルアビブ国際空港で手榴弾を投げ、自動小銃を乱射した事件。乗降客など26人が死亡、73人が重軽傷を負った。2人はその場で自殺、1人は逮捕された（後に捕虜交換で釈放）。（<http://www.event.inpaku.go.jp/2001jiken/>より）

●地下鉄サリン事件

1995年、都内の営団地下鉄日比谷、千代田、丸ノ内各線の5台の地下鉄車内で猛毒ガスのサリンがまかれ、乗客や駅員ら12人が死亡、約5500人が中毒の被害を受けた。（<http://www.event.inpaku.go.jp/2001jiken/>より）

同時多発テロは、ついに「正戦」と「聖戦」の戦いとなった。ブッシュ政権は国際テロとの戦いを当初「無限の正義」作戦と呼び、タリバンはイスラム諸国にジハードと呼びかけた。この対立を十字軍の物語に仮託して語る者も現われた。ともに同一神を戴く「正戦」と「聖戦」の間に中立はない。ブッシュ大統領が議会で演説したように、「われわれ」側か「かれら」側か、二者択一しか選択肢はない。日本は、議論の余地なくアメリカを支援し、反テロ陣営につくべきである。日本には、その責任と義務がある。

国際テロ激化の原因の一端は日本にあり、同時多発テロに対して責任は重い日本はアメリカと行動をとる義務がある

日本は国際社会に対して反テロの先頭に立つ責任がある。なぜなら、国際テロがここまで激化した原因の一端は日本にあるからである。自爆テロの魁となったのは、1972年5月の日本赤軍によるテルアビブ空港襲撃事件である。この「カミカゼ攻撃」は80年代になってイスラム原理主義勢力による大使館や軍事施設への自爆テロとして一般化した。そして1995年3月の地下鉄サリン事件でオウム真理教は、大量破壊兵器の使用というテロにおける最後のタブーを破り、メガデス(大量死)・テロへの扉を開けてしまった。自殺攻撃と大量死という、テロの手段における2つの倫理的障壁を破ったのはいずれも日本人であったこと、その結果、国際テロが飛躍的に激化したことをわれわれ日本人は決して忘れてはいけない。自殺攻撃による大量死をもたらした今回の同時多発テロに対しての日本の責任は重い。

日本はアメリカと行動をとる義務がある。それは、日米安保条約を結ぶ同盟国という政治的理由だけからではない。自由主義や民主主義などの価値観や世界観を共有する国だからである。冷戦時代、アメリカと世界観や価値観を共有し西側陣営の一員として繁栄を享受してきた日本は、今こそ対米協力ひいては国際社会への協力を果たす義務がある。それは日本が21世紀の新しい世界秩序づくりに参加する資格があるかどうかの踏み絵である。義を見てせざるは勇無きなり。まさにボランティアの精神を全国民が発揮する時である。対米協力以外に道はない。

無原則な対米協力は単なる対米追隨にすぎない 真の意味での対米協力とは、国際テロ鎮圧への効果的な協力である

しかし、無原則な対米協力は単なる対米追隨にすぎない。真の意味での対米協力とは、国際テロ鎮圧への効果的な協力である。それには、2つの点に留意しなければならない。

第1に、テロは物理的暴力ではなく、心理的暴力であること。たしかに同時多発テロでは5000人以上もの人々が犠牲となり、小型核兵器の爆発に匹敵する被害が出た。だが、テロリストたちの真の狙いは大量死・大量破壊という物理的破壊以上に、われわれの世界観や価値観に対する心理的破壊にある。

今回のテロは、人間に対する尊厳や生命に対する畏怖など文明の違いを超えて人類文明を支えているミニマム・パブリック・オーダーや人類共通の倫理観への攻撃である。心理空間における戦いこそがテロの本質である。であればこそ世論対策として日本は超党派で朝野を挙げて、アメリカへの精神的支援をマスメディアを通じて、アメリカだけ

同時多発テロは、ついに「正戦」と「聖戦」の戦いとなったが、日本は、議論の余地なく、アメリカを支援し、反テロ陣営につく義務がある。国際テロを激化させた原因の一端は日本にあるからであり、その際、無原則な対米追従ではなく国際テロ鎮圧への効果的な協力を行なうべきである。

でなく全世界に表明しなければならない。今はテロの原因や対策を云々するよりも、日本はアメリカへの精神的支援を徹底し、テロには絶対に屈しないという姿勢を示すことがなによりも重要である。

第2は、今回のテロは犯罪でもなければ国家間の戦争でもない、低強度紛争（LIC：Low-intensity Conflict）あるいは地球社会武力紛争（GASC：Global Armed Societal Conflict）であること。現在の法律では思想的にテロを使^そったからといって罪は問えない。ましてや実行犯はすべて死亡し、その罪を問えない。

そもそも数千人もの死者に対する罪を法律で個人が償うとはどういうことなのか。国際テロのようなLICをそもそも犯罪の枠で処理しようとするには無理がある。他方、軍事力で個人の思想を封じ込めることはできない。実際、従来の軍隊、憲法、国際法、国連など国家間戦争を前提にした国家安全保障や国際安全保障の組織、法律、制度はまったく通用しない。小泉首相は自衛隊による対米協力を決定したが、それに賛成する側も反対する側も従来の国家間戦争を想定した議論しかしていない。いずれも「ホップズの呪縛」ともいべき国家安全保障の枠組みから一歩も抜け出していない。

国際テロには多国間協調主義が必要不可欠 日本は早急に、LICを前提にして集団的自衛権の解釈を変更する必要がある

17世紀にホップズは『リヴァイアサン』で「万人の万人に対する闘争」を思想の起点として、国家と国民との契約に基づく国家安全保障の概念を確立した。やがて「万人の万人に対する闘争」は「万国の万国に対する闘争」と読み替えられ、国際政治の基本原則となった。以後、三百数十年にわたってわれわれは国家を安全保障の基本単位とするホップズの近代戦争観に呪縛され、一歩も前へ進むことができないでいる。かつてアメリカは、国際テロの執拗な攻撃にさらされたレーガン政権時代にはSDIとともにLIC戦略を構想していた。しかし、ブッシュ政権はSDIをNMDに引き継ぎ、国家安全保障の枠組みを強化したものの、LIC戦略はまったく軽視していた。その油断をテロをついてきたのである。

国際テロのようなLICには、多国間協調主義（マルチラテラリズム）が必要不可欠である。そのために日本は早急に、国家間戦争を前提にした集団的自衛権の解釈を、LICを前提にした多国間協調体制がとれるように変更する必要がある。国家間戦争を前提に制定された現行憲法は明らかに機能不全に陥っている。より効果的なテロ対策には、国家間の協力だけでなく、環境、人権、医療、教育などさまざまな非国家主体との協力も必要である。つまり非国家主体も含めた多主体間協調主義に基づく対策である。国際テロへの対処は、否応なくわれわれに国家安全保障というホップズの呪縛からの解放を迫っている。

結局、ニューヨークの同時多発テロがわれわれに問うているのは、国家安全保障のあり方であり、それは皮肉にも原理主義者が問うてやまない近代国家のあり方そのものである。迂遠ではあるが、いかに「ホップズの呪縛」から逃れるか、その問いに答えることこそ国際テロを解決する唯一の方策である。

●SDI (Strategic Defense Initiative)

戦略防衛構想。1983年、レーガン米大統領（当時）が提唱した。ソ連の戦略ミサイルを発射直後に打ち落とすという構想だったが、コスト面、技術面で困難とされ断念された。

●NMD (National Missile Defense)

米本土弾道ミサイル防衛。1999年、当時のクリントン米大統領政権下で表明されたミサイル迎撃システム。2005年の実用化を目指して開発実験が行なわれている。

新法と自衛隊法改正の意味

阿川尚之 慶應義塾大学総合政策学部教授

あがわ・なおゆき

ニューヨークとワシントンで経済と国防の中枢を標的としたテロが同時発生した9月11日の朝、私は所用があつて滞在先のヴァージニア州シャーロットビルからニューヨークへ飛ぶ途中であつた。ワシントンの空港で便を乗り換え出発する直前にテロが発生、乗客全員機外へ出された。そして空港とその周辺で約8時間足止めを食った。世紀の大惨事を身近で経験し、アメリカの人々と悲しみをそして怒りを共有したとの感慨が深い。

米政府は国民を新たな攻撃から守ることとテロリストの殲滅に全力を投入している

アメリカでは政府もマスコミも、この事件を最初から戦争と捉えた。国際法や合衆国憲法に照らし厳密な意味でそう言えるかどうかはともかく、これだけ大規模な武力攻撃がアメリカに対してなされた以上、これは戦争だ。そう考えている。第2波、第3波の攻撃がなされる可能性も高い。したがって、何よりもまず国民を新たな攻撃から守り安全を確保する。次に、無辜の市民5000人以上を殺害し、これからも攻撃を試みるであろうテロリストを殲滅し脅威を除去する。アメリカ政府はこの2つの目標実現のために現在、全力を投入している。

10月7日にはアフガニスタンへの爆撃が始まった。今後大規模な軍事行動が続くのか、限定的な作戦に止まるのか。本稿執筆段階(10月7日)ではまだわからない。これまでの経過を見ると、ブッシュ政権の行動はかなり抑制的であり、これからも慎重に作戦を展開するだろう。大方の国民は武力行使を支持している。イギリス、フランスをはじめとするいくつかの同盟国も、アメリカの軍事作戦に直接間接の援助を提供し続けるだろう。

新法は日本の安全を確保するための法律 個別的自衛権の発動として武力行使も許される

さてわが国では、この事件を受けて小泉総理が訪米し、「武力行使はできないものの、アメリカを強く支持し、最大限の支援と協力を行なう」とブッシュ大統領に約束した。そして①米軍等に対する医療・輸送・補給などの支援活動、②米軍施設や重要施設の警備強化、③情報収集のための海上自衛隊艦艇派遣、④出入国管理に関する国際協力、⑤周辺・関係諸国への人道的経済的支援、⑥避

テロ対策特別措置法案は日本の安全を確保するための法律である。

個別的自衛権の発動として武力行使も憲法上許されるはずだ。

また、新法はテロ防止と根絶を各国と協力して行なうための手段でもあり、日米同盟を維持強化する効果がある。

写真提供/毎日新聞社



2001.10.15

難民支援、⑦世界経済システム維持のための各国との協調と措置、以上7項目を当面の措置として公約した。

これらの措置のうち、①と②については、既存の法体系では実施が難しいとの判断があり、それを可能とするため国会に提出されたのが、今回のテロ対策特別措置法案（新法）ならびに自衛隊法の一部改正案である。安全保障をめぐる議論はとかく技術的・神学的になりがちである。新法をめぐる国会での討論も、一般国民にはわかりにくい。新法を制定するそもそもの目的や意義について、考え方を整理しておく必要がある。

まず、新法はわが国の安全を確保するための法律であって、他国のためのものではない。今回のテロ事件ではアメリカ人だけでなく、日本人多数が命を落とした。オウム真理教によるサリン事件で亡くなった2倍もの人命が失われたのである。そうであれば、事件は確かにアメリカ本土で起こったけれど、日本もまたこの犯罪を引き起こした人物やグループに対して断固たる措置をとる権利がある。犯人逮捕のため武力を行使することさえ、国際法上可能である。

個別的自衛権の発動として憲法上も許されるはずだ。むしろ自衛隊にその能力はないし、国民の大多数もそれを望まないだろう。しかし国家には国民の生命財産を守る義務がある。自衛隊はそのために存在する。その自衛隊を現地に派遣して、テロ防止と根絶のために武力行使以外の手段でなしうるすべての役割を担わせるのは、独立国家として当然である。ところが現行法では、それすらできない。だから新法を早急に成立させる。新法は、テロに対して国民の安全を確保するための必要最小限の手段なのである。

新法は、テロ防止と根絶を 各国と協力して行なうための手段でもある

しかし同時に新法は、テロ防止と根絶を各国と協力して行なうための手段でもある。国境を越えて発生するテロへの対策は、日本一国でできるものではない。同じ目標をかかげるアメリカその他各国と協力して行なわねばならない。北大西洋条約機構（NATO）各国は、それを条約上の集団的自衛権行使として行なう。アメリカに対

する攻撃は条約加盟国おのおのに対する攻撃とみなし、必要な行動を起こすというのである。

憲法9条により集団的自衛権は行使できないという立場をとるわが国は、新法の根拠を国際連合憲章と国連安保理の国際テロリズム非難決議においている。日本も自衛隊による諸外国に対する後方支援を本来は集団的自衛権の行使として行なうべきである。そうすれば武力行使との一体化などという神学的論争は必要なくなる。

けれども集団的自衛権行使に関する憲法解釈変更あるいは憲法改正を待っていたら、とても今回のテロ対策に間に合わない。周辺事態法のとときと同様、集団的自衛権は行使しないという前提のもとで、できることをする。政府のこの立場を理解し、とりあえず新法を成立させる。そのあとで改めて集団的自衛権行使の条件についてコンセンサスを形成する。それが現実的な対応であろう。

新法には日米同盟を維持強化する効果がある 日本の主体性の欠如だとするのは間違いだ

最後に、新法には日米同盟を維持強化する効果がある。この法律は、そもそも対米支援法として構想された。途中からわが国の主体的取り組みが強調され、アメリカだけでなく諸外国が支援の対象となった。けれども支援の主たる対象がアメリカであることには変わりがない。テロ攻撃を直接受けたのがアメリカであり、テロリストに対する武力行使の主体もまたアメリカである以上、当然である。

アメリカへの支援を強調するのは、日本の主体性の欠如だとする声の一部にあるが、それは間違っている。もしアメリカがアフガニスタンでの武力行使によってテロリスト根絶に成功したら、アメリカは自国民だけではなく、日本国民の安全をも守ったことになる。アメリカは自らの国民の生命を危険にさらしてまで、それを行なおうとしているのである。

同盟とは本来相互的なものである。新法を通し、後方支援ができる体制を整えておく。そのうえで米軍の要請に応じて可能な範囲で最大限の支援を行なう。それでこそ同盟の相互性が高まり、同盟国日本に対する信頼が高まることを、忘れてはならない。

世界不況と日本の役割

石本 聡

(伊藤忠マネジメントコンサルティング調査情報部長代行)

減 速傾向を強めていたアメリカ経済に同時多発テロの影響が重くのしかかりつつある。FRB(連邦準備制度理事会)による相次ぐ利下げや財政による景気刺激策の提案など政策当局の果敢で迅速な対応にもかかわらず、テロとの戦いという未曾有の事態に直面し、先行きに対する不透明感や不安感が広まり、消費や投資に対するマインドの急速な冷え込みから、アメリカ経済のリセッション入りが強くと懸念されている。

高度に相互依存の進んだ今日の国際経済において、世界最大規模を誇るアメリカ経済の落ち込みは、調整色を強めている欧州経済や4-6月期でマイナス成長に突入した日本経済にネガティブな影響を与え、さらには通貨危機後の経済混乱からようやく立ち直りつつあるアジア経済へのインパクトも考えられ、世界同時不況に陥る可能性も強く指摘されている。

本来であればアメリカ経済が不調の折は、世界第2位の経済大国である日本に対して世界経済安定化に向けてのリーダーシップを期待されてしかるべきである。たとえば、1977年のロンドン・サミットにおいては米独とともに世界経済を引っ張る「機関車」として経済面でのリーダーシップを強く期待されていた。しかし、近年は国際社会の世論からのそのような期待は弱いようである。

先 月、ワシントンで開催されたG7(主要7カ国財務相・中央銀行総裁会議)共同声明からも、日本への強い期待は読みとれない。不良債権処理や構造改革など積み残した宿題の処理を促されることが多く、日本はなかなか新しい問題には取り組ませてもらえないようである。

一方、今回の同時多発テロを受けた安全保障面での日本の国際貢献については、10年前の湾岸戦争時の反省からか、政府の迅速な対応ぶりがうかがえる。すでに避難民支援のために自衛隊は派遣され、いっそうの国際貢献に向けた「テロ対策特別措置法案」も国会に提出された。

しかし、国際社会における日本の役割を考えた場合、経済面の貢献をもっと期待されてしかるべきである。世界第2位の経済力を持ちながら、ふさわしい貢献が難しい状態にあることは憂うべきである。

最近日本では、改革疲れからか不気味な静けさや無反応が支配しつつあることが気がかりである。規制緩和や構造改革を進め、内需の充実を実現するとともに国内、海外からを問わず投資したくなるような環境整備を急ぐ必要がある。

湾岸戦争時の教訓が今日の日本の安全保障政策に活かされているとすれば、現在の経済大国日本の被っている屈辱こそ忘れられるべきではない。

Intellectual Cabinet BOARD

●リーダー ●サブリーダー ●メンバー (50音順)

香西 泰	島田晴雄	浅見泰司	池尾和人	伊藤元重	浦田秀次郎	大田弘子	北岡伸一
		小島 明	榊原清則	篠原総一	清家 篤	田中明彦	田村次朗
		西村清彦	船橋洋一	本間正明	山田厚史	吉田和男	若杉隆平

エディトリアル・ノート

地球規模のテロという問題については、今後の世界システムのあり方を含めて、まだまだ世界中で議論を深めていかなければならない。しかし、当面日本が何をすべきかについては、論点はほぼ明確である。テロ対策特別措置法を一刻も早く成立させ、具体的に日

本がなしうることを、柔軟かつ持続的に実行していくことである。阿川尚之氏も私も、期せずして、今回のテロへの日本の対策は、基本的には日本にとって「自衛」であると見なしている。事態の本質を直視すれば、そのように考えるのはごく自然なことである。

加藤朗氏がするどく指摘するように、いまや国家間の武力紛争のみに焦点をおく見方はまったく不十分である。初期の作戦が成功したとしても、「闘い」は長期になる。加藤氏のいうように「心理」面の闘いがとりわけ重要になってくるだろう。(田中明彦)

Intellectual Cabinet No.57

2001年10月15日発行

(毎月1日・15日発行)

本誌は日本財団の助成を得て発行されています。

© 2001 The Tokyo Foundation

発行 東京財団研究推進部

〒107-0052 東京都港区赤坂1-2-2

日本財団ビル3階

TEL.03-6229-5502 FAX.03-6229-5506

URL: http://www.tkfd.or.jp

発行人 日下公人

編集人 堀岡治男

編集協力 中田雅与・新保秀樹

デザイン 山崎登

印刷 精文堂印刷株式会社